

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 9 月 20 日（金）第2942号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 3
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 4
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (河川課取扱い) 4
- 総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正（※） (会計課取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）（南薩地域振興局取扱い）8
（始良・伊佐地域振興局取扱い）8

公

告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (かごしま県民交流センター取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第1003号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により，有害な映画等として次のとおり指定した。

平成25年 9 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8266	平成25年 9月13日	映 画	痴漢と人妻 熱いしたり	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し，その健全な育成を阻害するおそれがある。
8267			火照る姉妹 尻・感染愛撫	新日本映像		
8268			巨乳マッサージ しびれて絶頂	オーピー映画		
8269			熟女乱交 獣のあえぎ	新東宝映画		
8270			三十路過ぎの人妻 午後の不倫タイム	新日本映像		
8271			不倫OL びんかん濡れ白書	オーピー映画		
8272			肉欲妻 ナマでちょうだい	新東宝映画		
8273			人妻投稿写真 不倫撮り	新東宝映画		
8274			人妻エロ道中 激しく乗せて	オーピー映画		

鹿児島県告示第1004号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により，

有害な図書等として次のとおり指定した。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24868	平成25年 9月13日	雑 誌	miniパラ 10月号	08493-10 竹書房	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24869			恋愛天国パラダイス 10月号	09675-10 竹書房		
24870			恋愛LoveMAX 10月号	17744-10 秋田書店		
24871			微熱SUPERデラックス 10月号	07689-10 セブン新社		
24872			DVDルージュ 10月号	06399-10 サニー出版		
24873			アクションピザッツDX 10月号	11463-10 双葉社		
24874			COMIC ペンギンクラブ 10月号	07913-10 富士美出版		
24875			COMIC 華漫 10月号	03777-10 ワニマガジン社		
24876			月刊ビタミン 10月号	07653-10 竹書房		
24877			完熟ものがたり vol.13	03872-10 茜新社		

鹿児島県告示第1005号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ショートステイ 花ごよみ	鹿屋市横山町 2760番地1	株式会社トータル ケア	鹿屋市横山町 2760番地1	洲鎌 宏章	平成25年 8月31日	短期入所 生活介護
曾於南部ヘルパ ーステーション	志布志市志布志 町志布志三丁目 25番18号	有限会社あんし ん企画	志布志市志布志 町志布志三丁目 25番18号	小路口忠久	平成25年 9月30日	訪問介護
デイサービス朝 仁	奄美市名瀬矢之 脇町10番地6第 3里見ビル1階	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	徳田 哲	平成25年 9月30日	通所介護
ミニ☆デイゑん	志布志市志布志 町志布志三丁目 25番18号	有限会社あんし ん企画	志布志市志布志 町志布志三丁目 25番18号	小路口忠久	平成25年 9月30日	通所介護

鹿児島県告示第1006号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
曾於南部福祉介護支援センター	志布志市志布志町志布志三丁目25番18号	有限会社あんしん企画	志布志市志布志町志布志三丁目25番18号	小路口忠久	平成25年9月30日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1007号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ショートステイ花ごよみ	鹿屋市横山町2760番地1	株式会社トータルケア	鹿屋市横山町2760番地1	洲鎌 宏章	平成25年8月31日	介護予防短期入所生活介護
曾於南部ヘルパーステーション	志布志市志布志町志布志三丁目25番18号	有限会社あんしん企画	志布志市志布志町志布志三丁目25番18号	小路口忠久	平成25年9月30日	介護予防訪問介護
デイサービス朝仁	奄美市名瀬矢之脇町10番地6第3里見ビル1階	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	徳田 哲	平成25年9月30日	介護予防通所介護
ミニ☆デイゑん	志布志市志布志町志布志三丁目25番18号	有限会社あんしん企画	志布志市志布志町志布志三丁目25番18号	小路口忠久	平成25年9月30日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1008号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成25年9月20日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表南さつま市坊泊区域（南さつま市坊津町坊及び坊津町泊の地区）の項を削る。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
南さつま市坊泊区域 （坊泊漁業協同組合の地区）	(1) 主としてさば釣り漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り（さば釣りを除く。）漁業を営む漁業 (3) 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業 (4) 主としてさし網（きびなごさし網を除く。）漁業を営む漁業 (5) 主としてひき縄漁業を営む漁業 (6) ぶり飼付漁業及び小型定置漁業 (7) (1)から(6)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1009号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿屋市	平成23年7月1日から 平成25年2月4日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市星塚町、池園町、田淵町、打馬一丁目及び打馬二丁目の各一部	平成25年 9月10日
鹿屋市	平成23年7月1日から 平成25年2月4日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市輝北町上百引の一部	平成25年 9月10日
薩摩川内市	平成23年8月22日から 平成25年2月25日まで	地籍図及び地籍簿	薩摩川内市入来町副田の一部	平成25年 9月10日
薩摩川内市	平成23年6月27日から 平成25年2月21日まで	地籍図及び地籍簿	薩摩川内市祁答院町藺牟田の一部	平成25年 9月10日
奄美市	平成23年4月28日から 平成25年3月3日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市笠利町大字川上、笠利町大字用及び笠利町大字節田の各一部	平成25年 9月10日
南種子町	平成23年8月8日から 平成25年2月20日まで	地籍図及び地籍簿	南種子町島間の一部	平成25年 9月10日
喜界町	平成23年8月11日から 平成25年6月23日まで	地籍図及び地籍簿	喜界町湾及び中里の各一部	平成25年 9月10日

鹿児島県告示第1010号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成25年9月20日から同年10月10日までの間、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁瀬戸内事務所総務課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

2 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域(イ)

大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎75番地1から同大字字川田ノ一89番地1に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立区域(ロ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地2の土地に接する県道敷きの地先公有水面

ウ 埋立区域(ハ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地2の土地に接する県道敷きの地先公有水面

エ 埋立区域(ニ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浜田ノ二176番地2の土地に接する県道敷きの地先公有水面

オ 埋立区域(ホ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浜田ノ二176番地2の土地に接する県道敷きの地先公有水

面

(2) 区域

ア 埋立区域(イ)

次の点1から点24までを順次に直線で結んだ線及び点24と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点1 四等三角点（北緯28度13分57秒5920，東経129度16分36秒0482）（以下「基点」という。）から246度29分38秒410.83メートルの地点
- 点2 点1から2度02分19秒11.60メートルの地点
- 点3 点2から14度52分18秒20.49メートルの地点
- 点4 点3から27度55分58秒3.53メートルの地点
- 点5 点4から52度40分07秒46.83メートルの地点
- 点6 点5から81度12分34秒7.08メートルの地点
- 点7 点6から80度57分11秒20.41メートルの地点
- 点8 点7から88度50分53秒14.26メートルの地点
- 点9 点8から83度59分01秒20.92メートルの地点
- 点10 点9から72度10分46秒10.57メートルの地点
- 点11 点10から74度04分31秒10.70メートルの地点
- 点12 点11から61度40分40秒21.32メートルの地点
- 点13 点12から57度39分53秒18.26メートルの地点
- 点14 点13から226度34分29秒18.71メートルの地点
- 点15 点14から242度45分10秒21.74メートルの地点
- 点16 点15から249度45分30秒10.87メートルの地点
- 点17 点16から254度17分26秒10.80メートルの地点
- 点18 点17から260度05分05秒21.13メートルの地点
- 点19 点18から261度34分58秒14.18メートルの地点
- 点20 点19から259度02分21秒19.82メートルの地点
- 点21 点20から248度49分28秒17.55メートルの地点
- 点22 点21から232度57分38秒16.10メートルの地点
- 点23 点22から216度02分11秒17.63メートルの地点
- 点24 点23から209度16分24秒19.48メートルの地点

イ 埋立区域(ロ)

次の点25から点29までを順次に直線で結んだ線及び点29と点25を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点25 基点から253度31分25秒212.58メートルの地点
- 点26 点25から358度19分29秒8.14メートルの地点
- 点27 点26から67度14分59秒6.46メートルの地点
- 点28 点27から169度26分17秒1.85メートルの地点
- 点29 点28から194度39分14秒3.60メートルの地点

ウ 埋立区域(ハ)

次の点30から点34までを順次に直線で結んだ線及び点34と点30を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点30 基点から259度34分12秒213.04メートルの地点
- 点31 点30から85度38分35秒1.24メートルの地点
- 点32 点31から104度06分10秒2.54メートルの地点
- 点33 点32から126度28分09秒0.62メートルの地点
- 点34 点33から231度41分15秒2.75メートルの地点

エ 埋立区域(ニ)

次の点35から点44までを順次に直線で結んだ線及び点44と点35を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点35 基点から256度50分24秒194.87メートルの地点

- 点36 点35から57度46分07秒18.08メートルの地点
- 点37 点36から67度34分43秒10.73メートルの地点
- 点38 点37から81度46分11秒10.03メートルの地点
- 点39 点38から86度10分48秒6.40メートルの地点
- 点40 点39から252度52分40秒14.17メートルの地点
- 点41 点40から251度07分02秒4.24メートルの地点
- 点42 点41から247度30分47秒4.25メートルの地点
- 点43 点42から237度59分53秒13.48メートルの地点
- 点44 点43から256度08分45秒4.92メートルの地点

オ 埋立区域(ホ)

次の点45から点51までを順次に直線で結んだ線及び点51と点45を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点45 基点から260度17分41秒197.86メートルの地点
- 点46 点45から345度11分36秒2.00メートルの地点
- 点47 点46から3度09分10秒1.63メートルの地点
- 点48 点47から24度40分09秒1.63メートルの地点
- 点49 点48から43度16分15秒1.22メートルの地点
- 点50 点49から55度13分44秒11.71メートルの地点
- 点51 点50から135度27分17秒8.09メートルの地点

(3) 面積

- 埋立区域(イ) 1,043.74平方メートル
- 埋立区域(ロ) 38.03平方メートル
- 埋立区域(ハ) 5.60平方メートル
- 埋立区域(ニ) 110.02平方メートル
- 埋立区域(ホ) 95.55平方メートル
- 合計 1,292.94平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 埋立施行区域(イ)

大島郡瀬戸内町大字古志字宮崎75番地1から同大字字浜田ノ二176番地2に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立施行区域(ロ)

大島郡瀬戸内町大字古志字川田ノ一89番地2から同大字字浜田ノ二176番地2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立施行区域(イ)

次の点1から点38までを順次に直線で結んだ線及び点38と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点1 基点から246度29分38秒410.83メートルの地点
- 点2 点1から2度02分19秒11.60メートルの地点
- 点3 点2から14度52分18秒20.49メートルの地点
- 点4 点3から27度55分58秒3.53メートルの地点
- 点5 点4から52度40分07秒46.83メートルの地点
- 点6 点5から81度12分34秒7.08メートルの地点
- 点7 点6から80度57分11秒20.41メートルの地点
- 点8 点7から88度50分53秒14.26メートルの地点
- 点9 点8から83度59分01秒20.92メートルの地点
- 点10 点9から72度10分46秒10.57メートルの地点
- 点11 点10から74度04分31秒10.70メートルの地点

- 点12 点11から61度40分40秒21.32メートルの地点
点13 点12から57度39分53秒18.26メートルの地点
点14 点13から55度53分27秒13.97メートルの地点
点15 点14から358度19分29秒8.14メートルの地点
点16 点15から67度14分59秒6.46メートルの地点
点17 点16から57度44分02秒9.92メートルの地点
点18 点17から57度46分07秒18.08メートルの地点
点19 点18から67度34分43秒10.73メートルの地点
点20 点19から81度46分11秒10.03メートルの地点
点21 点20から86度10分48秒6.40メートルの地点
点22 点21から205度02分27秒20.22メートルの地点
点23 点22から251度51分59秒3.24メートルの地点
点24 点23から248度32分59秒3.13メートルの地点
点25 点24から237度51分27秒11.58メートルの地点
点26 点25から236度33分26秒18.88メートルの地点
点27 点26から223度57分53秒9.47メートルの地点
点28 点27から231度11分51秒33.93メートルの地点
点29 点28から242度45分40秒23.61メートルの地点
点30 点29から249度38分12秒11.81メートルの地点
点31 点30から254度05分44秒11.68メートルの地点
点32 点31から260度22分51秒22.42メートルの地点
点33 点32から260度41分27秒14.47メートルの地点
点34 点33から259度09分11秒18.65メートルの地点
点35 点34から248度49分44秒14.32メートルの地点
点36 点35から233度01分45秒10.99メートルの地点
点37 点36から215度49分29秒14.50メートルの地点
点38 点37から209度15分26秒18.79メートルの地点

イ 埋立施行区域(ロ)

次の点39から点48までを順次に直線で結んだ線及び点48と点39を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点39 基点から259度34分12秒213.04メートルの地点
点40 点39から351度26分13秒15.04メートルの地点
点41 点40から85度38分35秒2.22メートルの地点
点42 点41から35度03分43秒6.72メートルの地点
点43 点42から43度16分15秒2.79メートルの地点
点44 点43から55度13分44秒10.70メートルの地点
点45 点44から135度27分17秒23.31メートルの地点
点46 点45から247度19分49秒17.76メートルの地点
点47 点46から239度17分39秒11.96メートルの地点
点48 点47から231度41分15秒2.75メートルの地点

(3) 面積

埋立施行区域(イ) 5,144.56平方メートル

埋立施行区域(ロ) 527.12平方メートル

合計 5,671.68平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 出願年月日

平成25年9月4日

平成16年 2 月 10 日鹿児島県告示第333号（総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し，平成25年 9 月 20 日から施行する。

平成25年 9 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3の(1)の表種子屋久農業協同組合の項中「及び支所」を「，支所及び出張所」に改め，同表あまみ農業協同組合の項中「同上」を「県内に所在する本所及び支所」に改める。

南薩地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年 9 月 20 日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わかば	指宿市湯の浜一丁目15番26号	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市顛娃町上別府字西場6543番	山本 森満	平成25年 9月1日	児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年 9 月 20 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス事業所「虹の空」	霧島市霧島田口908番地9	医療法人昌成会	鹿屋市北田町8番20号	瀬口 昌敏	平成25年 8月1日	放課後等 デイサービス

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成25年 9 月 20 日から 1 月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年 9 月 20 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鹿児島

鹿児島市東開町7番 外15筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成25年 4 月 10 日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 工事中において，周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など，交通安全対策に万全を期すとともに，防犯対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

- イ 届出計画を徹底し、入出庫待ちの車両等により、交差点及び店舗前面市道の渋滞を招かないよう状況に応じた適切な対応を行うこと。
- ウ 交通管理者（県警交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度道路管理者（本市谷山建設課）とも協議を行うこと。
- エ お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特定の日において周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、周辺事業所等に対し周知徹底を行うなど適切な対応を行うこと。
- (2) 駐車・駐輪場について
- ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
- イ 利用車両が多く収容できない場合は、別途確保すること。
- ウ 駐輪場に自転車等が長期放置されることの無いよう適切に管理すること。
- (3) 建物について
- ア 当計画地は、工業地域、「木材団地及び木材加工団地地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
- イ 全市域を景観計画区域に定めており、当該建築物は本市景観条例に定める届出対象行為に該当するため、行為に着手する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
- ウ 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
- (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
- ア 大気汚染防止法、騒音規制法、本市環境保全条例に基づく振動に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、室外機および送風機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。
- イ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法に基づき届出を行うこと。
- ウ 食品加工場からの排水については、当該施設が下水処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。
- エ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。
- オ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。
- (5) その他
- ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
- イ 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。
- ウ 土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結日から起算して2週間以内に本市土地利用調整課に届出を行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年9月20日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年9月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ビックカメラ鹿児島中央駅店
鹿児島市中央町1番1号 外11筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年4月18日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成25年4月18日
- 3 意見の概要
 - (1) 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用に努めるよう促すこと。
 - (2) 変更後の駐車場出入口No. 1へアクセスするために通過する鹿児島中央駅南交差点は、交差点容量分析において分かるように、現状においても混雑度が高く、タクシー等の通行に影響を及ぼしている。
今回、駐車場の位置を変更することによって、少なからず交差点の混雑度に負荷を掛けることが予想されることから、適切な誘導経路の設定に努めるとともに、必要に応じて、同交差点における誘導員の配置等、公共交通の通行に与える影響の軽減に努めること。
 - (3) 変更後の身障者用駐車場が0台となっているが、鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき、1台以上確保するよう努めること。
 - (4) 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。
また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。
 - (5) 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。
 - (6) 土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結日から起算して2週間以内に本市土地利用調整課に届出を行うこと。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年9月20日

かごしま県民交流センター副館長 上加世田純一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
中央監視設備装置の賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成26年2月24日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成26年3月1日から平成33年3月31日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県

告示第1481号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年告示第1402号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(5) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年9月30日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年10月16日午前11時

イ 場所 かがしま県民交流センター東棟4階パソコン研修室第1

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 かがしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号

(㊧) 交付期限 平成25年9月30日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証

金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

ファックス番号 099-221-6640